

無料

税理士による 確定申告相談会

～申告書の提出ができます。～

今年も社会貢献活動として、下記の通り開催いたします。
税理士が対応いたしますので、ぜひこの機会をご利用ください。

【東会場】

- ◆日時 平成31年 1月26日(土)
- 27日(日)
- 2月 2日(土)
- 3日(日)

【西会場】

- ◆日時 平成31年 2月 1日(金)
- 2日(土)

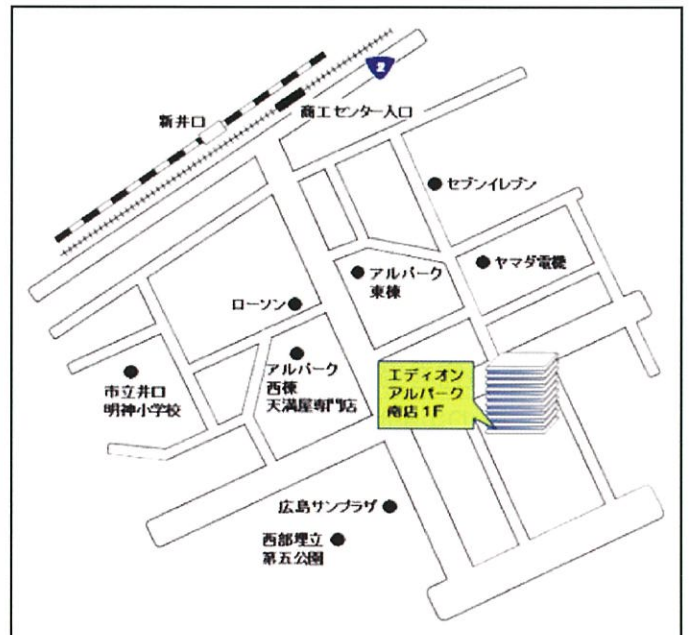
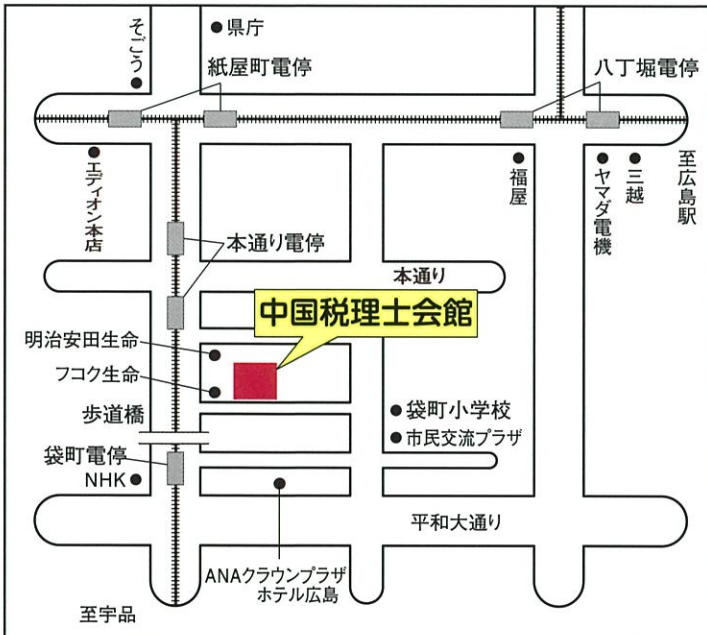
両会場とも初日は大変混み合います!!
初日の午前中は、2時間以上お待ちいただく場合があります。

- ◆時間 9:30~16:00

- ◆会場 中国税理士会館4階
広島市中区袋町4-15

- ◆時間 10:00~16:00

- ◆会場 エディオンアルパーク南店駐車場1F
ふれあい広場アジトA.G.T
広島市西区商工センター2丁目5-1



※東会場は、駐車場がないため公共交通機関でお越しください。

裏面もご確認ください。

【対象となる方】

年金を受給されている方あるいはサラリーマンの方など

- ※ 株式の特定口座
- 株式・不動産の譲渡
- 不動産収入・事業収入

これらの収入のある方の
申告・相談は
受け付けておりません。
ご了承ください。



主催 中国税理士会 広島東支部・広島西支部

☎082(247)7439

ご来場される前の準備確認シート

資料があるかどうか、右のチェック欄で確認しましょう！

【申告に必要な書類】

チェック欄

・平成29年分申告書控え（前年に申告をされている方）	<input type="checkbox"/>
・公的年金等の源泉徴収票	<input type="checkbox"/>
・給与所得の源泉徴収票	<input type="checkbox"/>
・平成30年中に支払った社会保険料（国民健康保険・介護保険・国民年金）	<input type="checkbox"/>
・生命保険料、地震保険料控除証明書	<input type="checkbox"/>
・申告人名義の通帳（あるいは口座番号がわかるもの）	<input type="checkbox"/>
・認印	<input type="checkbox"/>
・マイナンバー（個人番号）のわかる書類（本人のマイナンバー及び配偶者控除、扶養控除を適用される方のマイナンバーもご持参ください。）	<input type="checkbox"/>

●住宅ローン控除を受ける方は以下の資料も必要となります。

・住宅借入金の年末残高証明書	<input type="checkbox"/>
・売買（又は請負）契約書のコピー	<input type="checkbox"/>
・居住後の住民票の写し	<input type="checkbox"/>
・土地、家屋の登記事項証明書	<input type="checkbox"/>

●医療費控除を受ける方は以下の資料も必要となります。

・医療費の領収書（平成30年中に支払った領収印があるもの） ※事前に集計をしたうえでご来場ください※	<input type="checkbox"/>
・通院のために公共交通機関を利用した場合の金額等を記載したメモ等	<input type="checkbox"/>
・入院又は医療保険金を受け取った場合、その保険金額のわかるもの	<input type="checkbox"/>
・高額療養費の還付を受けた場合、その還付金額のわかるもの	<input type="checkbox"/>
・セルフメディケーション税制を利用される方（「一定の取組み」を行った方で、「セルフメディケーション税制対象商品」であることを表示した領収書 等）	<input type="checkbox"/>

●災害を受けられた方（雑損控除等の申告）は以下の資料も必要となります。

・り災証明書（コピー可）	<input type="checkbox"/>
・災害による受取保険金のわかるもの	<input type="checkbox"/>
・災害復旧のための修繕費用、除却費用の領収書	<input type="checkbox"/>

【その他下記に該当する方】

・義援金、寄附金の領収書、証明書又は振込受取書	<input type="checkbox"/>
・障害者手帳などお持ちの方は手帳	<input type="checkbox"/>
・満期保険金のある方は保険会社発行の明細書 （受け取った保険金額と支払った保険料総額の記載があるもの）	<input type="checkbox"/>

※その他、必要かどうかわからない資料は、念のためご持参ください。

申告においでの際には、このチラシと上記資料をご持参ください。

生命保険加入をお考えの皆様へ

**税理士がアドバイスする
生命保険をご活用ください。**

ご相談は**税理士**へ

お問い合わせは最寄りの税理士へ **中国税理士協同組合**